登録番号:近畿財務局長(金商)第 90 号
阪急阪神不動産投資顧問株式会社

業務運営方針（フィデューシャリー・デューティー宣言）

当社は、金融庁が2017 年3 月30 日付で公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を、金融商品取引業者としてここに採択いたします。

【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等について】

当社は、顧客本位の業務運営を実現するための方針をここに策定し、公表いたします。今後、当社は、より良い業務運営を実現するため、当該方針は年度毎に見直しを行い、その取組状況についても公表することといたします。また、当該方針における顧客とは、取引等の直接の相手方としての顧客だけではなく、インベストメント・チェーンにおける最終受益者としての顧客を含みます。

【顧客の最善の利益の追求について】

当社は、顧客との取引等に際し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るとともに、顧客のニーズに的確にお応えできるよう、自らの顧客基盤と経営の安定化につなげてまいります。また、そのための高度の専門性と職業倫理を保持してまいります。

【利益相反の適切な管理について】

顧客のご期待にお応えできるサービスを提供するために、当社では阪急阪神ホールディングスグループのネットワークを活かした投資機会やアセットマネジメントサービスをご提供することがあります。利益相反取引に該当する可能性がある場合には、顧客の利益を不当に損なうことのないように、実際の取引の決定に際しては社外の弁護士が委員に含まれるコンプライアンス委員会において、取引に至る経緯、取引関係者の選定プロセス、取引条件の妥当性などについて事前に審議したうえで適切な意思決定を行うこととしています。また、ご提供する投資機会や業務サービスの内容により、利益相反の態様も個々に異なりますので、それぞれのケースの性質等に応じ、顧客にご理解をいただけるよう丁寧な対応を実践してまいります。

【報酬等の明確化について】
当社では、アセットマネジメント業務及び媒介・代理業務の報酬の料率等の決定に一貫性が保てるよう、業務報酬規程にその目安を設けています。実際には顧客のニーズに応じて提供するサービスが幅広く多様なため、報酬の料率等は個別の契約毎に決めざるを得ませんが、不動産物件の種類・規模・業務運営に係る実費などを勘案したうえで、ご納得のいただける報酬水準をご提示いたします。

【重要な情報の分かりやすい提供について】
当社は、ご提供する投資機会やアセットマネジメントサービスについて、顧客の損益に係るリスク、取引条件、利益相反の可能性がある場合にはその具体的な内容など、顧客にとって不利益な情報も含めて、全ての顧客に対して公平な立場で、分かりやすい情報提供を行います。

【顧客にふさわしいサービスの提供について】
当社では、原則として、取引等の顧客については適格機関投資家等の特定投資家（いわゆる「プロ投資家」）に限定させていただいておりますが、その上で、さらに顧客の取引経験、知識及び取引目的・ニーズの把握に努め、個々の顧客にふさわしい投資機会や業務サービスの提供を行います。

【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等について】
当社では、従業員各々が当社に求められるフィデューシャリー・デューティーとは何かを考える機会を持ち、上司とともに適切な課題設定と目標管理を行うことで、個人レベルの具体的な行動に反映されることを企図して、就業規則に「従業員は、会社が策定し公表する『顧客本位の業務運営に関する方針』を理解し、これに則って行動しなければならないこと」「従業員各々が『顧客本位の業務運営に関する方針』に沿った具体的な目標を掲げ、取り組まなければならないこと」「所属上長は、就業規則ならびに目標管理が適切に運用されるよう、誠実に指示指導をしなければならないこと」を定めております。目標管理を通じた動機づけやコンプライアンス研修などによる啓発に取り組んでまいります。

以上

2026年8月26日　改定